

諮問番号：令和3年度諮問第1号

答申番号：令和3年度答申第4号

答申書

第1 審査会の結論

処分庁広島市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った令和2年8月3日付けの納税通知書により、令和2年度分の個人の市民税（以下「市民税」という。）及び県民税（以下「県民税」という。）（以下市民税と県民税をまとめて「市県民税」という。）に係る特別徴収税額を0円、普通徴収税額を4万5000円とする旨の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求1」という。）並びにその納付について同年9月23日付けの督促状により督促する処分（以下「本件督促処分1」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求2」という。）、同年11月20日付けの督促状により督促する処分（以下「本件督促処分2」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求3」という。）及び令和3年1月22日付けの督促状により督促する処分（以下「本件督促処分3」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求4」という。）は、いずれも理由がないから棄却されるべきとの審査庁広島市長（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 本件賦課決定処分について

以下の理由から、本件賦課決定処分を取り消し、従前どおり審査請求人の令和2年度分の給与所得に係る市県民税（以下「本件市県民税」という。）を特別徴収の方法により徴収することを請求する。

- (1) 審査請求人は平成〇年〇月〇日から就労可能であったにもかかわらず、A会社（以下「本件会社」という。）は、その産業医及び顧問医に虚偽の意見書を作成させるなどして、令和〇年〇月〇日付けで審査請求人を解雇した。当該解雇は、無効であり、その効力は発生しておらず、審査請求人が離職した事実はない。これらのことについて、審査請求人は広島地方裁判所に本件会社を被告として損害賠償請求訴訟を提起する等している。本件会社が処分庁に対し提出した審査請求人が同日付けで退職した旨の記載がある同日付けの「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下「本件異動届出書」という。）は、給与支払者である本件会社による詐欺及び脱税等であり無効である。処分庁は、無効な本件異動届出書を受領し、これに基づいて本件賦課決定処分を行っており、本件賦課決定処分は違法である。
- (2) 本件異動届出書には、審査請求人が令和〇年〇月〇日付けで退職した旨の記載があるにもかかわらず、「退職等が6月から12月の間で、一括徴収の申出がないた

め」の欄に○印が記入されており、日付のつじつまが合っていない。

- (3) 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第3条により公益通報者に対する解雇の無効が法定されているのにもかかわらず、本件異動届出書は、被保険者の資格の喪失に係る虚偽の届出となっており、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条、第102条第1項第1号及び第104条第1項に違反している。
- (4) 本件異動届出書は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第83条第1号及び第86条第1項に違反している。
- (5) 審査請求人は、令和2年8月7日、処分庁に対し本件異動届出書は本件会社による詐欺及び脱税である旨を、本件会社に対し従前どおり本件市県民税を特別徴収の方法により徴収することを希望する旨をそれぞれ申告した。しかしながら、本件会社は、同年6月から同年8月まで本件市県民税を納入していない。
- (6) 本件会社は、平成○年○月上旬から○年○月○日までの間及び平成○年○月○日から令和○年○月○日までの間において、審査請求人に対し、減給等の不利益な取扱いを行っており、これは、労働基準法（昭和22年法律第49号）第120条第1号、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び公益通報者保護法第5条に違反している。
- (7) 本件会社は、令和○年○月○日、ハローワークに対し、審査請求人の離職理由を解雇とする偽りの届出をした。
- (8) 審査請求人は、本件会社の○等の行為が詐欺罪等に当たるとして、広島地方検察庁に対し、令和○年○月○日付けの告訴（発）状を提出した。
- (9) 審査請求人は、令和2年8月の7日、19日、25日及び31日並びに同年9月9日、公益通報兼審査請求を適法に行っている。また、審査請求人は、処分庁に対し、令和2（2020）年8月31日付けの「公益通報兼審査請求補充書」において、処分庁の職員の行為が公務員職権濫用罪（刑法（明治40年法律第45号）第193条）に当たること及び広島市には本件会社の犯則事件について告発義務があることを伝えていた。
- (10) 処分庁は、本件会社に対し、令和2年5月20日付けで審査請求人に対する本件市県民税に係る特別徴収税額の決定通知書を郵送しているが、本件会社は、審査請求人に対し、当該通知書を交付していない。

2 本件各督促処分について

以下の理由から、本件督促処分1、本件督促処分2及び本件督促処分3（以下これらをまとめて「本件各督促処分」という。(3)については本件督促処分2及び本件督促処分3に限る。）は取り消されるべきである。

- (1) 本件異動届出書は虚偽記載があり詐欺及び脱税等により無効であり、無効な本件異動届出書に基づいて行われた本件賦課決定処分は違法であるから、審査請求人は、本件市県民税の普通徴収に応じる義務がない。
- (2) 審査請求人は、処分庁に対し、令和2（2020）年8月7日付け「公益通報兼

審査請求」等の陳述をしている。

- (3) 審査請求人は、本件督促処分2及び本件督促処分3が行われるより前の令和2年9月28日に、処分庁に対し、本件督促処分1についての審査請求（本件審査請求2）を提起している。
- (4) 処分庁は、本件各督促処分は、地方税法（昭和25年法律第226号。地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第4条（附則第1条第9号に係るものに限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条（附則第1条第2号に係るものに限る。）の規定による改正前のもの。以下「法」という。）第19条第2号及び第19条の7第1項の規定により、原則として審査請求により処分が停止されないことが規定されているため、妨げられない旨を主張する。

しかしながら、審査請求人は、処分庁に対し、本件異動届出書の「退職」の記載は虚偽である旨並びに本件異動届出書が雇用保険法第83条第1号及び第86条第1項並びに厚生年金保険法第27条、第102条第1項第1号及び第104条第1項に違反している旨を伝えていた。

また、広島市の「行政機関通報に関する取扱方針」の5(3)は、「通報者からの通報を行政機関通報として受理するかどうかについては、（中略）通報を受けて後20日以内に通報者へ通知する。」と定めているにもかかわらず、公益通報の40日後の令和2年9月17日、処分庁から審査請求人に対し当該通知があった。加えて、同(4)に規定されている適切な通報先の教示（公益通報者保護法第11条）は、未だに実施されていない。

- (5) 審査請求人は、処分庁に対し、令和2（2020）年8月31日付けの「公益通報兼審査請求補充書」において、処分庁の職員の行為が公務員職権濫用罪に当たること及び広島市には本件会社の犯則事件について告発義務があることを伝えていた。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求1、本件審査請求2、本件審査請求3及び本件審査請求4は、いずれも理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、いずれも棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 市県民税の均等割及び所得割を課することについて

ア 市県民税は、賦課期日において、市民税については市内に、県民税については県内に住所を有する個人に対して、いずれも均等割の額及び所得割の額の合算額によって課することとなる（法第23条第1項第1号及び第2号、第24条第1項第1号、第39条、第292条第1項第1号及び第2号、第294条第1項第1号並びに第318条、広島県税条例（昭和29年広島県条例第16号。広島県

税条例等の一部を改正する条例（平成30年広島県条例第37号）及び広島県税条例等の一部を改正する条例（令和2年広島県条例第35号）による改正前のもの。以下「県税条例」という。）第34条第1項第1号並びに第39条の2並びに広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号。広島市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年広島市条例第39号）第4条（附則第1項第7号に係るものに限る。）又は広島市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年広島市条例第37号）第2条の規定による改正前のもの。以下「市税条例」という。）第23条第1項第1号並びに第37条）。

イ(ア) ただし、次のいずれかに該当する者に対しては、市県民税の均等割及び所得割を課することができない（法第24条の5第1項及び第295条第1項、県税条例第34条の2第1項並びに市税条例第24条第1項）。

a 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている者

b 障害者（法第23条第1項第10号及び第292条第1項第10号）、未成年者、寡婦（法第23条第1項第11号及び第292条第1項第11号）又は寡夫（法第23条第1項第12号及び第292条第1項第12号）（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）

イ(イ) また、市県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額（法第32条第2項及び第313条第2項並びに所得税法（昭和40年法律第33号。所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）による改正前のもの。以下同じ。）第22条第2項及び第3項）（以下これらをまとめて「総所得金額等」という。）の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者（法第23条第1項第7号及び第292条第1項第7号）及び扶養親族（法第23条第1項第9号及び第292条第1項第9号）の数に1を加えた数を乗じて得た金額以下である者に対しては、当該所得割を課することができない（法附則第3条の3第1項及び第4項）。

ウ 県民税の賦課徴収は、当該県の区域内の市が、当該市の市民税の賦課徴収の例により、当該市の市民税の賦課徴収と併せて行う（法第41条第1項及び第319条第2項、県税条例第39条の3第1項並びに市税条例第38条第2項）。

(2) 市県民税に係る申告について

ア 市民税については市内に、県民税については県内に住所を有する個人は、3月15日までに総務省令の定めるところによって、前年の総所得金額や控除額等を記載した申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市長に提出しなければならない。ただし、後記イ(ア)の給与支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得を有しなかったも

のについては、この限りでない（法第45条の2第1項及び第317条の2第1項、県税条例第39条の4並びに市税条例第36条の2第1項第1号）。

イ(ア) 1月1日現在において給与の支払をする者で、当該給与の支払をする際所得税法第183条の規定により所得税を徴収する義務があるものは、同月31日までに、総務省令で定めるところにより、当該給与の支払を受けているものについてその者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項（以下「給与支払報告書記載事項」という。）を当該給与の支払を受けている者の同月1日現在における住所所在の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない（法第317条の6第1項）。

(イ) ただし、前記(ア)の給与支払報告書を提出する義務がある者で、当該給与支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第226条第1項に規定する源泉徴収票について同法第228条の4第1項の規定の適用を受けるものは、給与支払報告書記載事項を次に掲げる方法のいずれかにより市町村の長に提供しなければならない（法第317条の6第5項）。

a 総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織（法第762条第1号）を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して行う方法

b 当該給与支払報告書記載事項を総務省令で定めるところにより記録した光ディスク、磁気テープその他の総務省令で定める記録用の媒体を提出する方法

(3) 本件賦課決定処分に係る税額の算出について

ア 市県民税の額の算出方法

(ア) 均等割の額について

均等割の税率は、市民税は3500円と、県民税は2000円となる（法第38条及び第310条、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）第2条、県税条例第39条及び附則第11条の2の10の2、ひろしまの森づくり県民税条例（平成18年広島県条例第58号）第2条第2項並びに市税条例第31条第1項及び附則第25条第1項）。

(イ) 所得割の額について

a 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額等とし、これらの金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項又は第3項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によって算定することとなる（法第32条第1項及び第2項並びに第313条第1項及び第2項、県税条例第35条並びに市税条例第33条第1項及び第2項）。

b 総所得金額は、利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事

業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額（所得税法第33条第3項第1号に掲げる所得に係る部分の金額に限る。）及び雑所得の金額の合計額並びに譲渡所得の金額（同項第2号に掲げる所得に係る部分の金額に限る。）及び一時所得の金額の合計額の2分の1に相当する金額の合計額となる（同法第22条第2項）。

これらの所得のうち、本件に係るものは給与所得のみであり、給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額が○円以上○円未満である場合には、○円となる（法第23条第1項第5号並びに第292条第1項第5号並びに所得税法第28条第1項及び第4項並びに別表第5）。

c 所得割の納税義務者については、法第34条第1項から第12項まで及び第314条の2第1項から第12項まで、県税条例第36条並びに市税条例第34条の2の規定により、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する場合の金額及び順序が定められており、そのうち本件に係るものは次のとおりである。

(a) 社会保険料控除額

前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った、又は給与から控除される所得割の納税義務者の社会保険料控除額は、その支払った、又は給与から控除される金額となる（法第34条第1項第3号及び第7項並びに第314条の2第1項第3号及び第7項）。

(b) 生命保険料控除額

前年中に新生命保険契約等（法第34条第8項第1号及び第314条の2第8項第1号）に係る保険料又は掛金（以下「新生命保険料」という。）及び介護医療保険契約等（法第34条第8項第3号及び第314条の2第8項第3号）に係る保険料又は掛金（以下「介護医療保険料」という。）を支払った所得割の納税義務者の生命保険料控除額は、前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額及び介護医療保険料の金額の合計額がいずれも5万6000円を超える場合、5万6000円（＝2万8000円＋2万8000円）となる（法第34条第1項第5号イ(1)(iv)及びロ(4)並びに第7項並びに第314条の2第1項第5号イ(1)(iv)及びロ(4)並びに第7項）。

(c) 地震保険料控除額

前年中に自己若しくは自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの又はこれらの者の有する所得税法第9条第1項第9号に規定する資産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（以下「地震等損害」という。）によりこ

これらの資産について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等（法第34条第8項第6号及び第314条の2第8項第6号）に係る地震等損害部分の保険料又は掛金（以下「地震保険料」という。）を支払った所得割の納税義務者の地震保険料控除額は、前年中に支払った地震保険料の金額の合計額の2分の1に相当する金額（その金額が2万5000円を超える場合には、2万5000円）となる（法第34条第1項第5号の3及び第7項並びに第314条の2第1項第5号の3及び第7項）。

なお、給与支払報告書の「地震保険料の控除額」の欄には、前年分の給与所得の源泉徴収票における当該控除額と同額を記載することとされている。そして、所得税における地震保険料控除額は、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る損害保険料（以下「旧長期損害保険料」という。）を支払った場合を除いて、支払った地震保険料の金額の合計額（その金額が5万円を超える場合には5万円）となる（所得税法第77条及び所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第10条第2項（旧長期損害保険料に係る経過措置））。

(d) 基礎控除額

所得割の納税義務者の基礎控除額は、33万円である（法第34条第2項及び第7項並びに第314条の2第2項及び第7項）。

- d 所得割の額は、所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額（それぞれ、法第34条第1項から第12項まで及び第314条の2第1項から第12項まで、県税条例第36条並びに市税条例第34条の2の規定による所得控除後の前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額をいう。以下同じ。以下これらをまとめて「課税総所得金額等」という。）の合計額に、県民税は2%を、市民税は8%をそれぞれ乗じて得た金額となる（法第35条及び第314条の3、県税条例第37条並びに市税条例第34条の3）。

ただし、所得割の納税義務者については、その者の前記所得割の額から一定の金額を控除すること（以下「調整控除」という。）とされており、このうち、その者が指定都市の区域内に住所を有し、その者の課税総所得金額等の合計額が○円以上○円以下である場合の調整控除の額は、その者が次の(a)から(f)までに掲げる者のいずれにも該当しない場合、県民税は○円（＝○円×1%）、市民税は○円（＝○円×4%）となる（法第37条第1号及び第314条の6第1号、県税条例第38条第1号並びに市税条例第34条の5第1号）。

- (a) 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納税義務者

- (b) 寡婦又は寡夫である所得割の納税義務者
- (c) 勤労学生である所得割の納税義務者
- (d) 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者
- (e) 自己と生計を一にする配偶者特別控除の対象となる配偶者（前年の合計所得金額が45万円未満である者に限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者（当該配偶者が法第34条第1項第10号の2及び第314条の2第1項第10号の2に規定する所得割の納税義務者として法第34条第1項第10号の2及び第314条の2第1項第10号の2の規定の適用を受けているものを除き、前年の合計所得金額が1000万円以下であるものに限る。）

- (f) 控除対象扶養親族を有する所得割の納税義務者

なお、同一生計配偶者は、配偶者特別控除の対象となる配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下である者をいう（法第23条第1項第7号、第34条第1項第10号の2、第292条第1項第7号及び第314条の2第1項第10号の2）ため、所得割の納税義務者が配偶者特別控除の対象となる配偶者を有さない場合に同一生計配偶者を有することはあり得ないこととなる。

イ 本件市県民税の額

- (7) 処分庁は、次のa及びb以外に本件市県民税の額を算出する上で把握している事実はないとしている。

- a 審査請求人は、令和2年1月1日当時、広島市内に住所を有し、生活保護法の規定による生活扶助を受けておらず、障害者、未成年者、寡婦又は寡夫に該当しない。

- b 本件会社は、○年○月○日、処分庁に対し、審査請求人の本件市県民税に係る給与支払報告書に記載すべき事項（以下「本件給与支払報告書記載事項」という。）を記録した光ディスクを提出した（本件給与支払報告書記載事項について、処分庁が同年10月21日付けで審理員に対して提出した給与支払報告書（処分庁が本件給与支払報告書記載事項の電子データにより作成したもの。以下「本件給与支払報告書」という。）の内容は審理員意見書第1の2(1)から(13)まで参照）。

- (イ) 審査請求人から前記(7)に反する事実の主張はない。

- (ウ) このため、本件給与支払報告書記載事項の内容が記載された本件給与支払報告書に基づいて、本件市県民税の額を算出すると、次のとおりとなる。

- a 総所得金額

- (a) 給与所得の金額

本件給与支払報告書によれば、審査請求人の令和元年中の給与等の収入金額は○円（○円以上○円未満）であるから、審査請求人の同年の給与所

得の金額は、〇円である。

(b) 総所得金額

審査請求人は、前記(a)以外に令和元年中の収入はないから、審査請求人の同年の総所得金額は、給与所得の金額と同額の〇円である。

b 総所得金額から控除する金額

(a) 社会保険料控除額

本件給与支払報告書によれば、審査請求人が令和元年中に審査請求人又は審査請求人と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料を支払った、又は給与から控除される金額は〇円であるから、社会保険料控除額は、当該金額と同額の〇円である。

(b) 生命保険料控除額

本件給与支払報告書によれば、審査請求人が令和元年中に支払った新生命保険料の金額が〇円であり、介護医療保険料の金額が〇円である（いずれも5万6000円を超える）から、生命保険料控除額は、〇円である。

(c) 地震保険料控除額

① 本件給与支払報告書によれば、審査請求人の令和元年分の所得税における地震保険料控除額は〇円である。また、審査請求人は同年中に旧長期損害保険料を支払っていないから、地震保険料控除に関する経過措置の適用はない。よって、審査請求人が同年中に支払った地震保険料の金額は、同年分の所得税における地震保険料控除額と同額の〇円である。

② 前記①の地震保険料の金額（〇円）の2分の1に相当する金額が〇円である（2万5000円を超えない）から、地震保険料控除額は、〇円である。

(d) 基礎控除額

基礎控除額は、33万円である。

(e) 合計額

総所得金額から控除する金額は、前記(a)から(d)までの合計額の〇円である。

c 課税総所得金額

本件市県民税に係る課税総所得金額は、前記 a (b)の総所得金額（〇円）から前記 b (e)の合計額（〇円）を控除した〇円（1000円未満の端数切捨て（法第20条の4の2第1項））である。

d 課税総所得金額等の合計額

審査請求人の令和元年の退職所得及び山林所得はないことから、本件市県民税に係る課税総所得金額等の合計額は、課税総所得金額と同額の〇円である。

e 所得割の額（調整控除前）

前記 d の課税総所得金額等の合計額（〇円）に税率を乗じると、本件市県民税に係る調整控除前の所得割の額は、市民税が〇円（＝〇円× 8 %）、県民税が〇円（＝〇円× 2 %）となる。

f 調整控除の額

(a) 本件給与支払報告書によれば、審査請求人は、障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当せず、控除対象配偶者若しくは配偶者特別控除の対象となる配偶者又は控除対象扶養親族を有さない。審査請求人は、配偶者特別控除の対象となる配偶者を有さないのであるから、同一生計配偶者を有さない。

(b) 前記 d の課税総所得金額等の合計額が〇円（〇万円以上〇円以下）であるから、本件市県民税に係る調整控除の額は、市民税の場合にあっては〇円、県民税の場合にあっては〇円である。

g 所得割の額（調整控除後）

本件市県民税に係る調整控除後の所得割の額は、前記 e の所得割の各額から前記 f (b)の調整控除の各額をそれぞれ控除した、市民税が〇円、県民税が〇円（100円未満の端数切捨て（法第20条の4の2第3項））である。

h 均等割の額

本件市県民税の均等割の額は、市民税が3500円、県民税が2000円である。

i 市県民税の額

本件市県民税の額は、前記 g の所得割の各額と前記 h の均等割の各額をそれぞれ合計した、市民税の額が〇円、県民税の額が〇円となる。

ウ 市県民税の均等割及び所得割を課することができない者の該当性

審査請求人は、賦課期日（令和2年1月1日）において、生活保護法の規定による生活扶助を受けておらず、障害者、未成年者、寡婦又は寡夫に該当しない（前記イ(7) a 参照）ことから、令和2年度分の市県民税の均等割及び所得割を課することができない者に該当しない。

エ 市県民税の所得割を課すべき者のうち当該所得割を課することができないものの該当性

(7) 審査請求人は、同一生計配偶者又は扶養親族を有さない（本件給与支払報告書及び前記イ(7) f (a)参照）から、令和元年の総所得金額等の合計額が35万円（＝35万円×1）以下である場合に、令和2年度分の市県民税の所得割を課することができない者に該当することとなる。

(イ) 審査請求人は、令和元年の山林所得及び退職所得がないから、同年の総所得金額等の合計額は総所得金額（前記イ(7) a (b)参照）と同額の〇円となる（35万円以下ではない）ため、令和2年度分の市県民税の所得割を課することができない者に該当しない。

オ まとめ

そうすると、審査請求人の令和2年度分の市民税の額を○円、県民税の額を○円とする本件賦課決定処分は、前記イ(ウ) i の額といずれも同額であり、法令等の規定に従って行われているため、違法又は不当な点は認められない。

(4) 本件市県民税を普通徴収の方法により徴収することについて

ア 法令等の規定について

(ア) 市民税の納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者である場合においては、当該納税義務者に対して課する市民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によって徴収することとなる（法第321条の3第1項及び市税条例第44条第1項）。

(イ) 市は、特別徴収の方法によって市民税を徴収しようとする場合には、当該年度の初日において市民税の納税義務者に対して給与の支払をする者のうち所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市の条例により特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない（法第321条の4第1項前段及び市税条例第45条第1項）。この場合においては、当該市の長は、特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（以下「給与所得に係る特別徴収税額」という。）を特別徴収の方法によって徴収する旨を、当該年度の属する年の5月31日までに、当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税義務者に通知しなければならない。（法第321条の4第1項後段及び第2項）

(ウ) 特別徴収義務者は、前記(イ)後段の期日までに同後段の通知を受け取った場合、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の12分の1の額（以下「月割額」という。）を6月から翌年5月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の10日までに、これを当該市に納入しなければならない（法第321条の5第1項及び市税条例第46条）。

(エ) 前記(ウ)の特別徴収義務者は、その者が徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額に係る市民税の納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなった場合には、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額は、これを徴収して納入する義務を負わない。ただし、その事由が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において発生し、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の納税義務者からの申出があった場合及びその事由がその年の翌年の1月1日から4月30日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、当該月割額の全額

を徴収し、その徴収した月の翌月10日までに、これを当該市に納入しなければならない。(法第321条の5第2項及び市税条例第44条第6項)

(オ) 前記(エ)の場合においては、当該特別徴収義務者は、給与の支払を受けなかったこととなった納税義務者の氏名、その者に係る給与所得に係る特別徴収税額のうち既に徴収した月割額の合計額その他必要事項を記載した届出書(以下「異動届出書」という。)を当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市の長に提出しなければならない(法第321条の5第3項)。異動届出書は、前記(エ)の事由が発生した日の属する月の翌月10日までに提出しなければならない(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第9条の24)。

(カ) 市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以降において到来する普通徴収に係る納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、普通徴収の方法によって徴収しなければならない(法第320条及び第321条の7第1項並びに市税条例第40条及び第47条第1項)。

(キ) 市民税を普通徴収の方法によって徴収しようとする場合において納税者に交付する納税通知書は、遅くとも、納期限前10日までに納税者に交付しなければならない(法第319条の2第1項及び第3項)。

(ク) 県民税の賦課徴収は、当該県の区域内の市が、当該市の市民税の賦課徴収の例により、当該市の市民税の賦課徴収と併せて行う(法第41条第1項及び第319条第2項、県税条例第39条の3第1項並びに市税条例第38条第2項)。

イ 処分庁の行った事務処理について

前記アを前提に、処分庁の行った本件賦課決定処分に係る事務処理を見てみると、次のとおりである。

(ア) 処分庁は、令和2年5月20日、本件会社を本件市県民税に係る特別徴収義務者として指定し、同日、本件市県民税に係る特別徴収税額を4万5000円(市民税額〇円、県民税額〇円)とする旨の賦課決定処分を行い、その旨を本件会社及びこれを經由して審査請求人に対してそれぞれ通知するため、本件会社に対し、同日付けで本件市県民税に係る特別徴収税額の決定通知書を送付したことが認められる。

これにより、本件会社には、令和2年6月から令和3年5月まで、審査請求人に対して給与の支払をする際、前記特別徴収税額に係る月割額を毎月徴収し、これを広島市に納入する義務が発生した。

(イ) その後、本件会社は処分庁に対し令和〇年〇月〇日付けで本件異動届出書を提出したこと、本件異動届出書は同年6月2日に処分庁に到達したこと、及び

本件異動届出書には、「給与所得者」の欄の「氏名」の項には「○」と、「特別徴収税額（年税額）」の欄には「45,000円」と、「徴収済額」の欄には「0円」と、「未徴収税額」の欄には「6月分から5月分まで 45,000円」と、「異動年月日」の欄には「R○.○.○」と、「異動の事由」の欄には「退職」と、「異動後の未徴収税額の徴収方法」の欄には「普通徴収（個人払）」と記載されていることが認められる。処分庁は、本件異動届出書に基づき、審査請求人は同年○月○日付けの退職を事由に本件会社から給与の支払を受けないこととなったことにより本件市県民税に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなったと判断し、本件市県民税のうち特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額（4万5000円）に相当する税額を普通徴収の方法により徴収することとし、同年8月3日、本件市県民税に係る特別徴収税額を0円、普通徴収税額を4万5000円とする旨の賦課決定処分（本件賦課決定処分）を行ったこと、審査請求人に対し同日付けの納税通知書を送付することによりその旨を通知したこと、及び当該納税通知書には第2期（納期限：同月31日）、第3期（納期限：同年11月2日）及び第4期（納期限：令和3年1月4日）の税額が各1万5000円である旨の記載があることが認められる。

(ウ) 以上のとおり、本件賦課決定処分は、前記アの法令等の規定に従って行われていることが認められる。

ウ 本件異動届出書と本件賦課決定処分の関係について

(ア) 前記イのことについて、審査請求人は、本件会社は、審査請求人が就労可能であったにもかかわらず、その産業医等に虚偽の意見書を作成させるなどして、令和○年○月○日付けで審査請求人を解雇している（以下「本件解雇」という。）ため本件解雇は無効である、審査請求人が離職した事実はないから審査請求人が退職した旨の本件異動届出書は虚偽の届出であり、本件会社による詐欺及び脱税等のため無効である、処分庁は無効な本件異動届出書に基づいて本件賦課決定処分を行っており本件賦課決定処分は違法であるなどと主張している（前記第2の1(1)参照）。これらの主張から、審査請求人は、法第321条の5第3項において、納税義務者が特別徴収義務者から「給与の支払を受けないこととなった場合」に当該特別徴収義務者が当該納税義務者に関する事項を記載した異動届出書を提出しなければならない旨が規定されていることを根拠に、本件異動届出書が無効であるため、本件賦課決定処分は違法であると主張しているようである。

(イ) この点、法第321条の5第2項本文は、特別徴収義務者が徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額に係る市民税の「納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなった場合」という一定の客観的な事実が生じた場合に、当該特別徴収義務者は、その事由が発生した日の属する月の翌月に

降の月割額を徴収して納入する義務を負わない旨を規定しているところ、当該規定が他に条件等を付していないことからすると「特別徴収義務者が月割額を徴収して納入する義務を負わない」ことは、「納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなつた場合」という一定の客観的な事実のみにより生ずるものと解さざるを得ない。このことに関し、「市町村税実務提要」（市町村税務研究会編）においても、退職者があることが判明した場合、異動届出書が提出されたかどうかにかかわらず、特別徴収義務者は当該退職者に係る月割額を納入する義務がない旨（500ページ～501ページ）、及び解散した法人（特別徴収義務者）が、特別徴収税額を滞納している場合、異動届出書が提出されない者であっても、当該法人から当該者に対し給与が支払われなくなった時期を把握しそれ以降の月割額は法第321条の7第1項の規定によって普通徴収の方法により徴収することとなる旨（579ページ24～25）が記載されていることから、前記解釈が妥当であることをうかがうことができる。

そして、法第321条の5第2項本文が「納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなつた場合」という一定の客観的な事実のみにより「特別徴収義務者が月割額を徴収して納入する義務を負わない」旨を規定している以上、同条第3項の異動届出書の提出は、特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなつた納税義務者に関する事項を市県民税の賦課決定処分を行う行政庁が把握するために定められた手続にすぎないというべきであり、「特別徴収義務者が月割額を徴収して納入する義務を負わない」こと等が異動届出書の提出に係らしめられていると解することはできない。

また、法第321条の7第1項及び市税条例第47条第1項は、市民税の「納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなつた場合」に、特別徴収の方法によって徴収されないこととなつた金額に相当する税額は普通徴収の方法によって徴収しなければならない旨を規定しており、法第321条の5第2項ただし書に該当する事情がなければ、同項本文の規定により「納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなつた場合」には、「特別徴収義務者が月割額を徴収して納入する義務を負わない」から、給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなる。そして、これに伴い、法第321条の7第1項及び市税条例第47条第1項の規定により、市には、特別徴収の方法によって徴収されないこととなつた金額に相当する税額を普通徴収の方法によって徴収する義務が生ずることとなる。

- (ウ) 処分庁は、本件賦課決定処分において、本件異動届出書の記載により、審査請求人の令和〇年〇月〇日付けの退職という事実を把握している。そして、実際に審査請求人が本件審査請求1において提出した〇年〇月〇日付けの「解雇

通知書」(以下「本件解雇通知書」という。)には「あなたを○年○月○日付で解雇することを通知します。」との記載があることが認められ、また、審査請求人も、令和2(2020)年11月13日付け反論書17ページにおいて、「告訴人の就労を偽計業務妨害して、告訴人に『解雇通知書』を送付して、○年○月○日付での即日解雇した。」(ここにおける「告訴人」とは「審査請求人」のことを指す。)と主張し、併せて審理員に対しその証拠資料として本件解雇通知書の写しを記載するなど、本件解雇という事実があること自体は認めている。その上で審査請求人は、本件解雇は無効である旨を主張しているが、結局のところ、それを裏付ける客観的な資料(例えば、本件解雇は無効であると判示した裁判所の確定判決の判決文等)は何ら提出していない。そうである以上、本件解雇があったという事実が存在することは認められる。

本件解雇があったという事実が認められるのであれば、審査請求人は、本件解雇があった時点以降において特別徴収義務者である本件会社から給与の支払を受けないこととなったといえる。

そして、本件解雇という事由は、令和2年6月1日から同年12月31日まで又は令和3年1月1日から同年4月30日までの間において生じていないから、法第321条の5第2項ただし書に該当するような事情はなく、本件会社は、審査請求人に係る令和○年○月(当該事由が発生した日の属する月の翌月)以降の月割額を徴収して納入する義務を負わないこととなったといえる。

つまり、本件会社は、本件解雇により、前記イ(ア)の特別徴収税額(4万5000円)を審査請求人の給与から徴収し、これを広島市に納入する義務を負わないこととなった。

本件会社が当該納入する義務を負わないこととなったのであれば、審査請求人の給与所得に係る特別徴収税額が特別徴収の方法によって徴収されないこととなるため、広島市には当該特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額を普通徴収の方法によって徴収する義務が生ずることとなる。

よって、処分庁が無効な本件異動届出書に基づいて本件賦課決定処分を行っているから本件賦課決定処分は違法であるとの審査請求人の主張は、いずれも理由がない。

その他、審査請求人は、本件異動届出書には、審査請求人が令和○年○月○日付けで退職した旨の記載があるにもかかわらず、「退職等が6月から12月の間で、一括徴収の申出がないため」との記載があり日付のつじつまが合っていない(前記第2の1(2))、公益通報者保護法第3条により公益通報者に対する解雇の無効が法定されているにもかかわらず、本件異動届出書は、被保険者の資格の喪失に係る虚偽の届出となっており、厚生年金保険法第27条等に違反している(同(3))、本件異動届出書は、雇用保険法第83条及び第86条

に違反している（同(4)）などと主張しており、これらはいずれも本件異動届出書が無効であると主張しているものと解されるが、本件解雇があったという事実が存在する以上、これらのその他の主張のいずれも本件賦課決定処分に違法又は不当な点はないという結論に影響を与えない。

(エ) 小括

以上のことから、本件市県民税を普通徴収の方法によって徴収することとした本件賦課決定処分に違法又は不当な点はない。

(5) 本件各督促処分について

ア 法は、納税者が納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない旨（法第329条第1項）、及び市町村は、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金について督促状を発する場合においては、当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金について併せて督促状を発するものとする旨（法第335条）を規定している。なお、これらのうち、「納期限後20日以内に」との規定の部分は、いわゆる訓示規定であり、納期限後20日を過ぎた後に発した督促状も有効であると解されている（徳島地裁昭和30年（行）第2号昭和30年12月27日判決参照）。以上を前提に、本件各督促処分に違法又は不当な点がないかどうかを検討する。

イ 本件各督促処分について、審査請求人は各納期限（第2期：令和2年8月31日、第3期：同年11月2日、第4期：令和3年1月4日）までに本件市県民税の第2期、第3期及び第4期に係る各徴収金をいずれも完納しなかったこと、処分庁は令和2年9月23日、同年11月20日及び令和3年1月22日に審査請求人に対し前記各徴収金に係る督促状をそれぞれ発したことが認められる。

よって、本件各督促処分は、前記アの法の規定に従って行われていることが認められる。

ウ これに対し、審査請求人は、本件異動届出書は無効である、無効な本件異動届出書に基づいて行われた本件賦課決定処分は違法である、本件市県民税の普通徴収に応じる義務がないから本件各督促処分は取り消されるべきであるなどと主張する（前記第2の2(1)）。これらの主張は、違法な本件賦課決定処分を前提にする本件各督促処分は違法であると主張するものと解される。

しかしながら、本件賦課決定処分に違法な点がないことは前記(3)及び(4)で述べたとおりであるから、審査請求人の主張は、その前提を欠くものであって理由がない。

エ 以上のことから、本件各督促処分に違法又は不当な点はない。

(6) 審査請求人の主張について

審査請求人の主張（本件審査請求1から本件審査請求4までの理由に係るもの。前記第2）のうち、同1(1)から(4)までの主張については前記(4)において述べたとお

りであり、同 2(1)の主張については前記(5)において述べたとおりであり、その余については、以下のとおりである。

ア 前記第 2 の 1 (5)の主張について

本件会社が本件市県民税に係る特別徴収税額を納入する義務を負わないこととなったことは、前記(4)ウ(イ)及びウ(ウ)で述べたとおりであり、審査請求人の主張する内容は、本件賦課決定処分に影響を与えない。

なお、給与の支払を受けないこととなった納税義務者から月割額を特別徴収の方法により徴収することを希望する旨の申出があった場合に特別徴収義務者が当該月割額を徴収して納入しなければならないことを規定した法第 3 2 1 条の 5 第 2 項ただし書の規定は、給与の支払を受けないこととなった事由（本件解雇）が令和〇年〇月〇日に発生している本件には適用がないことについては、前記(4)ウ(ウ)で述べたとおりである。

イ 前記第 2 の 1 (6)の主張について

本件賦課決定処分は、処分庁が本件異動届出書に基づき審査請求人が令和〇年〇月〇日付けの退職により、それ以降の給与の支払を受けないこととなったと判断し行ったものであることは、前記(4)イ(イ)及びイ(ウ)で述べたとおりである。よって、本件会社が〇年〇月上旬から〇年〇月〇日までの間及び〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの間において、審査請求人に対し減給等の労働基準法第 1 2 0 条第 1 項等に違反する行為を行ったかどうかは、本件賦課決定処分に影響を与えない。

ウ 前記第 2 の 1 (7)の主張について

前記イと同様、本件会社がハローワークに対し偽りの届出をしたかどうかは、本件賦課決定処分に影響を与えない。

エ 前記第 2 の 1 (8)の主張について

前記イ及びウと同様、審査請求人が本件会社の〇等の行為が詐欺罪等に当たるとして広島地方検察庁に対し告訴（発）状を提出したかどうかは、本件賦課決定処分に影響を与えない。

オ 前記第 2 の 1 (9)の主張について

審査請求人は、本件賦課決定処分を行った日（令和 2 年 8 月 3 日）よりも後の同月 7 日等に公益通報及び審査請求を行った旨、並びに令和 2（2020）年 8 月 3 1 日付けの「公益通報兼審査請求補充書」において処分庁の職員の行為が公務員職権濫用罪に当たること等を伝えていた旨を主張するが、これらの事実は、本件賦課決定処分に影響を与えない。

カ 前記第 2 の 1 (10)の主張について

審査請求人は、本件会社から令和 2 年 5 月 2 0 日付けの本件市県民税に係る特別徴収税額の決定通知書を受け取っていない旨を主張している。この点、給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収する旨の通知は、5 月 3 1 日までに、特別徴収義務者に対して納税義務者に係るものが併せて送付されれば、

有効かつ適法に通知がなされたものと解することとされている（自治省税務局編「住民税逐条解説」416ページ）。よって、審査請求人が前記決定通知書を受け取っていないかどうかは、本件賦課決定処分に先立って令和2年5月20日付けで行われた本件市県民税に係る特別徴収税額の賦課決定処分の適法性に影響を与えないから、仮に当該処分から本件賦課決定処分への違法性の承継があり得ると解釈したとしても、審査請求人の主張は理由がない。

なお、処分庁は、令和2年5月20日、特別徴収義務者である本件会社に対し、前記決定通知書を納税義務者に係るものも併せて送付している。

キ 前記第2の2(2)の主張について

この主張は、審査請求人は公益通報を行い本件市県民税の賦課決定処分についての審査請求（本件審査請求1）を提起しているにもかかわらず処分庁が本件各督促処分を行ったことは違法であるとの主張であると解される。

しかしながら、公益通報については、それを行った者に対する地方団体の徴収金の徴収の続行が妨げられることを定めた法令の規定は見当たらない。

また、審査請求については、法第19条の7は、「審査請求は、その目的となった処分に係る地方団体の徴収金の賦課又は徴収の続行を妨げない。ただし、その地方団体の徴収金の徴収のために差し押さえた財産の滞納処分による換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は審査請求をした者から別段の申出があるときを除き、その審査請求に対する裁決があるまで、することができない。」旨規定している。本件各督促処分は、審査請求人（納税義務者）が各納期限までに本件市県民税の第2期、第3期及び第4期に係る各徴収金を完納しなかったことから処分庁がそれぞれ督促状を発したものであり、前記の「換価」には当たらない。

以上のことから、公益通報及び本件審査請求1は本件各督促処分の執行を妨げないから、審査請求人の主張は理由がない。

ク 前記第2の2(3)の主張について

前記キと同様、本件審査請求2は、本件督促処分2及び本件督促処分3の執行を妨げないから、審査請求人の主張は理由がない。

ケ 前記第2の2(4)の主張について

審査請求人は、処分庁に対し本件異動届出書の「退職」の記載は虚偽である旨等を伝えていた旨、並びに審査請求人に対する公益通報に係る通知が公益通報の40日後に行われた旨、及び適切な通報先の教示が行われていない旨を主張する。

しかしながら、これらのいずれかにより本件各督促処分の執行が妨げられることを定めた法令の規定は見当たらないから、審査請求人の主張は理由がない。

コ 前記第2の2(5)の主張について

審査請求人は、処分庁に対し令和2（2020）年8月31日付けの「公益通報兼審査請求補充書」において処分庁の職員の行為が公務員職権濫用罪に当たる

こと等を伝えていた旨を主張するが、この事実は、本件各督促処分に影響を与えない。

以上のとおり、審査請求人のこれらの主張は、本件賦課決定処分又は本件各督促処分の取消しを行うべき理由にはならない。

第4 審査庁の裁決に対する考え方の要旨

本件審査請求1、本件審査請求2、本件審査請求3及び本件審査請求4は、審理員意見書のとおり、棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

令和3年 8月20日 審査庁から諮問書を受領
令和3年 9月 6日 第1回合議体会議 調査審議
令和3年10月18日 第2回合議体会議 調査審議
令和3年12月 6日 第3回合議体会議 調査審議
令和4年 1月24日 第4回合議体会議 調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件賦課決定処分について

(1) 本件賦課決定処分に係る本件市県民税の額の算出について

本件賦課決定処分に係る本件市県民税の額は、審理員意見書のとおり法令等の規定に基づき算出されており、適正であると認められる。

(2) 本件市県民税の普通徴収の方法による徴収について

ア 処分庁は、令和2年5月20日、本件会社を本件市県民税に係る特別徴収義務者として指定し、賦課決定処分を行うとともに、本件会社に対し同日付けの特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）及び同通知書（納税義務者用）を送付している。

イ その後、処分庁は、同月〇日付けで審査請求人が退職した旨の本件異動届出書を本件会社から同年6月2日に受領しており、審査請求人の退職を理由に本件市県民税が特別徴収の方法により徴収されないこととなったと判断し、同年8月3日、普通徴収の方法により徴収することとして本件賦課決定処分を行い、審査請求人に対し同日付けの納税通知書を送付したことが認められる。

ウ これらの処分庁が行った本件賦課決定処分に係る事務処理は、法令等の規定に従って行われていることは審理員意見書のとおりである。

(3) 本件異動届出書が無効であるとの主張について

ア 審査請求人は、本件会社が産業医等に虚偽の意見書を作成させ、就労可能であったにもかかわらず、令和〇年〇月〇日付けで審査請求人を解雇しているため本件解雇は無効であり、審査請求人が退職した旨の本件異動届出書は虚偽の届出で

あるとして、本件異動届出書に基づく本件賦課決定処分は違法であると主張する。
イ しかしながら、地方税法第321条の5第2項本文は、特別徴収税額に係る市町村民税の「納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなつた場合」という一定の客観的な事実が生じた場合に、当該特別徴収義務者は、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を徴収して納入する義務を負わない旨を規定し、他に条件等を付していないことからすると、特別徴収義務者が月割額を徴収して納入する義務を負わないことは、「納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなつた場合」という一定の客観的な事実のみにより生ずるものと解される。

そして、同法第321条の5第3項の異動届出書の提出は、特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなつた納税義務者に関する事項を市県民税の賦課決定処分を行う行政庁が把握するために定められた手続にすぎないというべきであり、特別徴収義務者が月割額を徴収して納入する義務を負わないことが当該異動届出書の提出に係らしめられているとはいえない。

ウ 本件において、処分庁は、本件異動届出書により、審査請求人が退職を理由に本件会社から給与の支払を受けないこととなつたという事実を把握していることが認められる。

また、審査請求人の主張や本件解雇通知書等からして、審査請求人が本件会社から給与の支払を受けないこととなつたという事実があったことは認められるところ、その他、審査請求人から当該事実がないことを裏付ける客観的な資料は提出されていない。

エ よって、処分庁が無効な本件異動届出書に基づき行つた本件賦課決定処分は違法であるとの審査請求人の主張は理由がない。

(4) 小括

以上のとおり、本件市県民税を普通徴収の方法によって徴収することとした本件賦課決定処分に違法又は不当な点はない。

2 本件各督促処分について

- (1) 審査請求人は、本件異動届出書は無効であり、本件異動届出書に基づいて行われた本件賦課決定処分は違法であるとして、本件賦課決定処分を前提とする本件各督促処分は違法である旨主張する。
- (2) しかしながら、本件賦課決定処分に違法な点がないことは前記1で述べたとおりであり、審査請求人の主張は、その前提を欠くものであって理由がない。
- (3) また、地方税法は、納税者が納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合は、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない旨及び市町村は、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金について督促状を発する場合には、当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金についても併せて督促状を発するものとする旨を規定しており、審査請求人が本件市県民税

に係る徴収金を各納期限（第2期：令和2年8月31日、第3期：同年11月2日、第4期：令和3年1月4日）までにいずれも完納しなかったから、処分庁は当該各納期限に係る徴収金についてそれぞれ督促状を発する等、地方税法の規定に従って行われていることが認められる。

(4) 以上のことから、本件各督促処分に違法又は不当な点はない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人が口頭意見陳述等で述べているその他の主張については、本件賦課決定処分及び本件各督促処分の適法性を左右するものではなく、取消しを行うべき理由にはならない。

4 結論

以上の次第であるから、本件賦課決定処分及び本件各督促処分に違法性・不当性は認められない。

広島市行政不服審査会合議体

委員（合議体長） 門田 孝、 委員 福永 実、 委員 木村 文子